

別表六の二(一) 「連結事業年度における所得税額の控除に関する明細書」

○ 各欄の記載要領（追加分）

平成 23 年 3 月 11 日以後に終了する連結事業年度分の場合

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
<p>「計 6」の「②のうち控除を受ける所得税額③」</p>	<p>仮決算による連結中間申告により震災特例法第 24 条第 2 項（仮決算の連結中間申告による所得税額の還付）の規定による還付を受けた連結親法人が当該仮決算による連結中間申告に係る連結事業年度の連結確定申告をする場合には、同項の規定による還付金の額に相当する金額をこの欄の上段に内書として記載します。</p>	<p>この場合、別表一の二(一)「41」は、本書の金額から内書の金額を控除した金額により記載することに御注意ください。</p>